

○環境省告示第五十九号

環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）第六条第三項の規定に基づき、遠隔監視機能を有する浄化槽の保守点検の回数を次のように定め、令和三年九月三十日から適用する。

令和三年九月三十日

環境大臣 小泉進次郎

遠隔監視機能（浄化槽に係る機能が適正に維持されていることを、当該浄化槽の設置場所から離れた位置において確認することができる機能をいう。）を有する浄化槽（当該浄化槽に異常が発生した場合に速やかに適切な措置をとるための体制が確保されている場合に限る。）に関する浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十条第一項の規定による保守点検の回数は、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）第六条第二項の規定にかかわらず、通常の使用状態において次の表に掲げる期間ごとに一回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
------	--------	----

膜分離活性汚泥方式	処理対象人員が五一人以上であるもの
回転板接触方式、接觸ばつ氣方式又は散水ろ床方式	<p>流量調整槽が生物反応槽の前に設置されている浄化槽であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの</p> <p>一　浄化槽から生じる汚泥を一月以上貯留することができること。</p> <p>二　し渣かごが設置されている浄化槽にあつては、し渣かごにし渣を一月以上貯留することができること。</p> <p>三　処理対象人員が五一人以上であること。</p>
備考	<p>この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別によるし（屎）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3301）」に定めるところによるものとする。この場合において、一未満の端数は、切り上げるものとする。</p>